

令和5年度  
フードバンク活動団体助成金  
交付申請の手引き



船橋市

本市では、食品関連企業他より寄贈された食品等を、食料支援を必要とする方へ無償で提供する「フードバンク活動」を行う団体を対象に、次のとおり「船橋市フードバンク活動団体助成金」を交付します。

### 1. 趣旨

船橋市内でフードバンク活動を行う団体を助成し、食料支援が必要な方への支援の安定化を図ること。

### 2. 助成を受ける団体の要件

- ① 市内に主たる事務所を有すること。
- ② 団体等の定款又は規約等を有すること。
- ③ 初回の申請日が属する年度の4月1日時点において、設立の日から5年を経過していないこと。
- ④ 主に団体等以外の者から受け入れる寄附(現金以外の資産による寄附を含む。)又は補助金等により、事業を行っていること。
- ⑤ 運営に係る繰越金(建物修繕・建設積立金、特定目的の基金を除く。)を有する団体等については、当該年度の当該団体全体の予算に対して、繰越金額が2分の1以下であること。

### 3. 助成対象となる経費と助成の額

令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に実施したフードバンク事業に係る配送費(個人且つ市内宛での発送に限る)の額に下表に定める助成率を乗じた額(千円未満切り捨て)または上限額のいずれか低い金額。

助成年数	助成率	上限額
1年目	2/3	50万円
2年目	1/2	37.5万円
3年目	1/3	25万円

注)申請は、毎年必要です。

**【以下のような費用は対象となりません】**

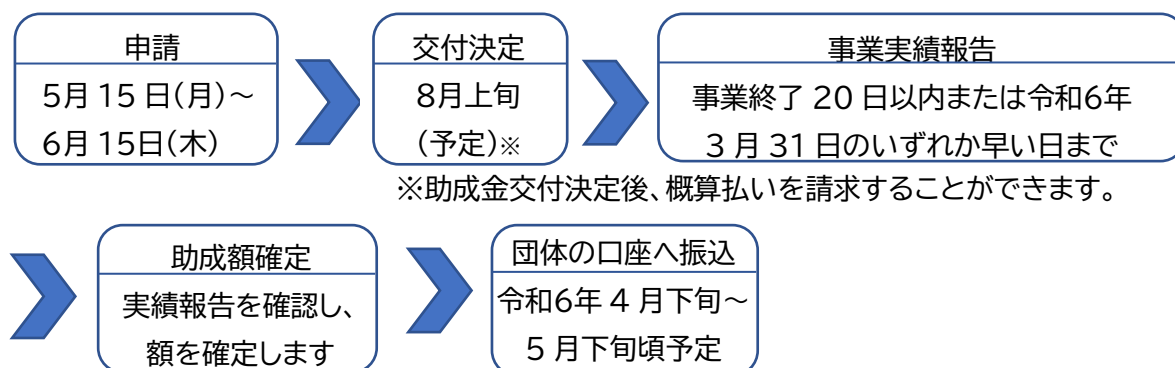
例)

児童養護施設等へ支援物品を配送する時の配送料

子ども食堂などの団体への配送料

市外に居住する者への配送料

#### 4. 申請から交付までのスケジュール



#### 5. 申請方法

①～⑦の書類を、地域福祉課宛郵送にて提出してください。

- ① 船橋市フードバンク活動団体助成金交付申請書(第1号様式)
- ② 申請事業に関する令和5年度事業計画書
- ③ 申請事業に関する令和5年度収支予算書
- ④ 団体の会則や定款等
- ⑤ 団体会員の名簿  
(賛助会員など団体の運営に携わっていないものを除く)
- ⑥ 団体の活動に係る資料(パンフレット・チラシ、総会資料等)
- ⑦ 団体全体の令和4年度収支決算書

※申請書類をお送りいたしますので、申請を希望する場合は、地域福祉課までご連絡ください。

#### 【郵送先】

〒273-8501

船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市役所 地域福祉課

#### 6. 申請期間

**令和5年5月15日(月)～令和5年6月15日(木)**

※期間終了後の受け付けはできません。

#### 7. 審査及び結果

申請のあった事業については、内容を審査の上、助成の可否及び助成対象額を決定し、「船橋市フードバンク活動団体助成金交付可否決定通知書(第2号様式)」を提出いたします。

式)」により申請団体の代表者に通知します。

8. 申請事業に変更や中止があった場合について  
助成決定後、助成事業の変更や助成事業を実施できなくなる場合は、地域福祉課に必ずご相談ください。※助成金の返還、又は減額になる場合があります。
9. 事業の実績報告について  
助成事業が終了したときは、事業完了後20日以内または令和6年3月31日のいずれか早い日までに、次の実績報告書類をご提出ください。

**【実績報告に必要な書類】**

- ①船橋市フードバンク活動団体助成金実績報告書(第4号様式)
- ②令和5年度事業報告書
- ③申請事業に関する令和5年度収支決算書
- ④支援物資の配送先リスト及び件数を証する書類  
(町丁目以下の住所・氏名は黒塗り等で非表示にすること)
- ⑤その他参考となる資料(パンフレット・チラシ等)

上記書類を審査の上助成金額を確定し、「船橋市フードバンク活動団体助成金確定通知書(第5号様式)」により確定額を通知します。

10. 助成金の事前請求(概算払)について  
助成金の交付決定後、事業完了前に助成金の請求をする場合は、様式集中の「船橋市フードバンク活動団体助成金概算払請求書」を提出してください。なお、概算払は交付決定額を支給します。  
※事業実施後の実績報告書の審査で、概算払での交付額よりも確定額が減額になった場合は、差額を返金していただきます。

11. 注意事項

- ①提出された申請書、実績報告書及びその他添付書類は返却できません。
- ②審査に必要な場合、さらに詳細な書類の提出や調査をさせていただく場合があります。
- ③交付決定した事業の申請内容に偽りや不正があった場合、本助成金を交付決定事業以外に使用した場合は、助成金の返還請求又は減額をさせていただきます。
- ④助成金の交付額は「千円未満切り捨て」とします。